

公益財団法人日本水泳連盟
認定シンクロ技術普及員規定実施細則

1. 規定第2条（受講資格および資格取得）

（1）講習会の内容について次のとおり定める。

理論

科目	内容	講習時間	検定時間
水泳競技概説	シンクロ競技の特性と歴史	0.5H	1H
初心者指導法	シンクロスイム・スカーリング	0.5H	
競技規則	シンクロ競技規則	0.5H	
トレーニング法	陸上・水中トレーニングの紹介	0.5H	

実技

科目	内容	検定
スカーリング	上向き水平姿勢→エール 5 m 上向き水平姿勢→スネール 5 m トープード 10 m	バッジテスト ステージ1～ 3
フィギュア	上向き水平姿勢→タブ回り（回転方向は自由）180° 上向き水平姿勢→バックパイク姿勢 サマソールバックタック	
シンクロスイム	バックキック片手上げ 15 m 止めバック 15 m ♪ 80 サイドキック 15 m	

（2）理論合格基準は、各科目 60%とする。

すでにバッジテストステージ1～3取得者は実技免除とする。

（3）検定の費用は次のとおりとする。

理論講習受講料 3,000 円（検定料含む）

実技検定料 各ステージ 1,500 円（3ステージ受検 4,500 円）

2. 規定第3条（登録）

登録料 5,000 円とする。

更新登録料については、登録料と同一とする。

3. その他

（1）この細則は 2010 年（平成 22 年）8 月 1 日から施行する。

（2）この細則は 2013 年（平成 25 年）4 月 1 日に改正する。